

●黒部市勤労者体育センター

<http://www.kurobekanrikousha.jp/tobu.html> TEL52-4670

専用利用料

施設名	単位	金額
体育室	2時間	600円

- ★ 全面を専用使用する場合のみ利用料が掛かります。
- ★ 利用時間は、2時間単位とし、これに満たない場合も2時間とみなします。
- ★ 利用時間を短縮した場合においても、利用料金は、減額しません。
- ★ 設備等の準備又は撤去のため、大会、試合等の当日以外の日に体育室全面を専用利用する場合の利用料金は、当該利用料金の半額に相当する額とします。
- ★ 条例に基づく利用料の減免割合については、以下のとおりです。
 - (1) 市内の保育所、幼稚園、小学校及び中学校が利用するとき 10割
 - (2) 市内の高等学校が利用するとき 7割
 - (3) 市及び市の関係機関が利用するとき 5割
 - (4) 指定管理者が利用するとき 5割
 - (5) 市内に在籍するスポーツに関するクラブチーム、企業内チーム等で、市長が特に必要と認めた団体が利用するとき 3割
 - (6) 国又は県が利用するとき 3割
 - (7) 上記(1)～(6)に掲げる場合のほか、市長が特に必要と認めるとき その都度市長が定める割合